

泉が丘西自治会会則

第1章 総則

第1条

本会は泉が丘西自治会（以下「自治会」という）と称し、事務所を会長宅におく。

第2条

本会は会員相互の親睦と連携を深め、住民の福利の増進を図り、もって豊かな地域社会づくりに寄与することを目的とする。

第3条

本会を地区に分け班を設置し班長、副班長をおく。班長は班をまとめ代表して会務に協力する。

2 副班長は班長を補佐し、班長に事故あるときは、その職務を代理する。補欠班長の任期は、前任者の在任期間とする。

第4条

会員は会を維持するため毎月決められた会費を納入するものとする。

既納の会費は原則として返還しない。

第5条

本会に下記の帳簿を備え管理する。

会則

庶務記録簿

議事録

役員及び会員名簿

会計簿

その他必要な帳簿

第2章 事業

第6条

本会は第2条の目的達成のため下記の事業を行う。

- 1) 教育文化及び体育向上に関すること。
- 2) 社会福祉事業、福利厚生に関すること。
- 3) 青少年の健全育成に関すること。
- 4) 交通 防犯等の安全、安心に関すること。
- 5) 男女協働及び高齢者に関すること。
- 6) リサイクル 環境美化に関すること。
- 7) 会員が死亡したときは香料等を贈って弔意を表すこと。

8) その他目的達成に必要なこと。

第3章 機関

第7条

本会の会議は、総会 正副会長会及び役員会とし、会議の議長は会長があたる。

第8条

総会は、この会の最高決議機関で下記事項を審議する。

- 1) 役員の選出、改選。
- 2) 事業の計画。
- 3) 予算および決算。
- 4) 会則の変更
- 5) その他重要事項。

第9条

総会は役員及び会員をもって構成し、年1回会長が招集する。ただし、役員会の議決及び会員の3分の1以上の要求があったときは、臨時に開催しなければならない。

第10条

総会は会員の3分の1以上の出席により成立し、その議決は、出席者による多数決制とする。可否同数のときは議長が決定する。

第11条

総会は議事録を作成し、議長および出席理事2名の署名押印を要す。

第12条

役員会は会長が随時招集し、次の事項を審議する。

- 1) 会務の運営と執行に関する事項。
- 2) 総会に付議する事項。
- 3) その他会長が必要と認めた事項。

第4章 役員

第13条

本会に次の役員をおく。

- 1) 会長 1名
- 2) 副会長 3名
- 3) 会計監査 1名
- 4) 理事 若干名

副会長は総務部部長、会計、育成会会長等を夫々兼務する。

又、理事は各班長がこれにあたる。

第 14 条

前条役員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 15 条

会長、副会長および会計監査は、総会において選出する。

会長は会を代表し会務を総理する。

第 16 条

副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

第 17 条

会計監査は会務の状況及び会計の監査を行い総会に報告する。

第 18 条

会計は、会計事務を掌る。

第 19 条

理事は会長の指示を受け会務を処理する。

第 20 条

役員の選考は、選考委員会により選考し、総会に図り承認を得るものとする。

- 1) 選考委員会は、理事（班長）によって構成され、委員長を 1 名おく。
- 2) 役員選考にあたり、委員長はその都度委員を招集し、遅くも 3 月 10 日までに選考を終了しなければならない。
- 3) 選考は委員の合議制による他、多数決に基づき、会長、副会長および会計監査の選考を行い、予め該当者の了解を得るものとする。
- 4) 委員長は、新役員選考の結果を直ちに会長へ報告するものとする。
- 5) 会長は総会において、新役員が内定した旨報告し、会則に則り総会の承認を受ける。
- 6) 選考委員会の招集については連絡業務打合せ費として別途 支出する。（予備費流用）

第 5 章 部会

第 22 条

第 7 条の事業を執行するための機関として、次の各号に掲げる 部会を置き、部会の所掌事項は、概ね当該各号に定める通りとする。

- 1) 体育部、 泉が丘地区体育協会との連絡、 その他体育の向上に関すること。
- 2) 育成部、 泉が丘地区青少年育成会との連絡、及び子供会の育成その他青少年の健全育成に関すること。
- 3) 交通防犯部、 交通安全、防犯、 その他安全に関すること。
- 4) 女性部、女性の文化及び教養の向上、並びに厚生その他 女性の活動に関すること。
- 5) その他、必要に応じ部を設ける事が出来る。

第 6 章 会計

第 22 条

本会の経費は、会費及び補助金、寄付金等をもってこれにあてる。この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日 に終わるものとする。

第 23 条

1) 会計は会計年度末をもって会計監査を受け、総会において 決算報告を行うものとする。

第 7 章 附則

第 24 条

本会則は総会において出席者の 3 分の 2 以上の賛同がなければ 改正することができない。

第 25 条

本会則は昭和 37 年 4 月 1 日より実施する。

平成 9 年 4 月 22 日変更実施

平成 21 年 4 月 30 日変更実施

平成 22 年 4 月 23 日変更実施